

地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の認定について (平成22年4月施行)

厚生労働省老健局振興課

地域密着型サービスのサービス類型である夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」第4号の規定に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合、市町村は通常より高い報酬の算定基準（市町村独自報酬基準）を設定できるとしております。

今般、次の3市区について、市町村独自報酬基準に関する認定を行ったところであるので、以下のとおり公表いたします。

○小規模多機能型居宅介護

- ・千代田区（東京都）
- ・加賀市（石川県）
- ・大阪市（大阪府）

小規模多機能型居宅介護

○ 千代田区（東京都）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。（対象者加算）	300単位
サービス提供体制強化加算を算定している場合であって、次のいずれかに該当すること。 ① 介護従事者（看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修を修了した者又は訪問介護員養成研修1級若しくは2級課程を修了した者の占める割合が80%以上であること。 ② 介護従事者の総数のうち、常勤の職員の占める割合が80%以上であること。	300単位

○ 加賀市（石川県）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

独居の利用者に対して、サービスの提供を行っていること。（対象者加算）	200単位
利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかる必要な情報を、入院してから遅くとも7日以内に提供していること。（対象者加算）	100単位
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「病院等」という。）へ入院又は入所していた者が小規模多機能型居宅介護を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス提供を行っていること。（対象者加算）	300単位

○ 大阪市（大阪府）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算（Ⅱ）利用者を除く。）を受け入れていること。（対象者加算）	300単位
--	-------

<p>日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で次の数の介護従業者を配置している場合、それぞれ次に掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>① 1を加えた数以上の介護従業者を配置していること。</p> <p>② 0.5以上1未満を加えた数の介護従業者を配置していること。</p>	<p>300単位</p> <p>200単位</p>
--	---------------------------

<p>事業を開始してから2年以上4年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の80%に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所であること。（登録者の数が過去に1度でも登録定員の80%以上となったことのある事業所については、その後80%を下回った場合であっても、当該加算の算定はできない。）</p>	200単位
--	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 算定月の前3ヶ月の間に1回以上、より良いサービス提供ができるよう指定小規模多機能型居宅介護事業所の連絡会等（本市に対して会議内容等の報告を行っているものに限る）に参加していること。</p> <p>イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、地域住民も気軽に立ち寄れる仕組みをつくり、算定月の前1ヶ月の間に1回以上、当該事業所が地域との交流事業を開催するか、地域住民等による地域行事に参加していること。</p>	200単位
---	-------